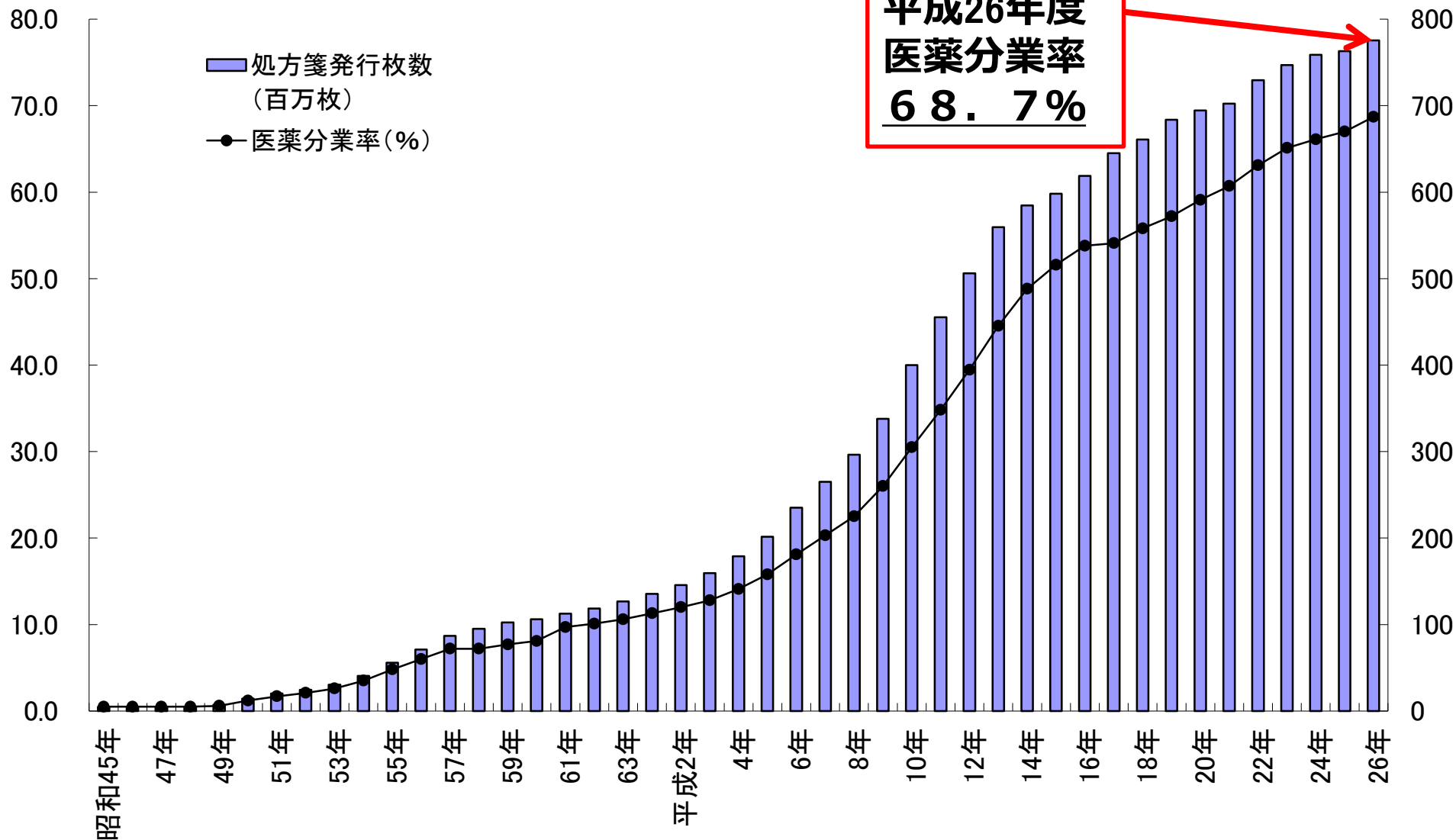


患者のための薬局ビジョン

参考資料

医薬分業率の年次推移 (「本文」のp2※)

※ 患者のための薬局ビジョン
の主な該当ページ



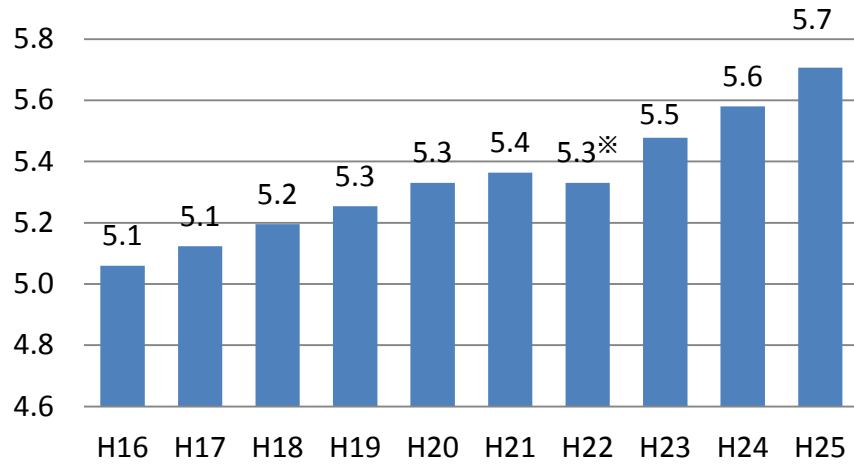
平成26年度
医薬分業率
68.7%

医薬分業率は年々上昇している。

$$\text{※医薬分業率 (\%)} = \frac{\text{処方箋枚数 (薬局での受付回数)}}{\text{医科診療(入院外)日数} \times \text{医科投薬率} + \text{歯科診療日数} \times \text{歯科投薬率}} \times 100$$

薬局・薬剤師を取り巻く現状 (本文p20)

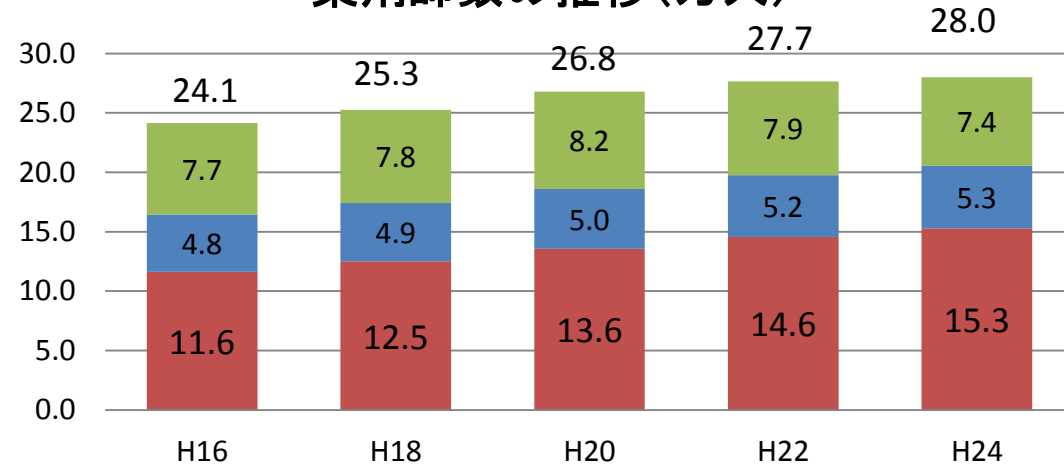
薬局数の推移(万)



※宮城県及び福島県の一部は集計されていない。

出典)衛生行政報告例

薬剤師数の推移(万人)



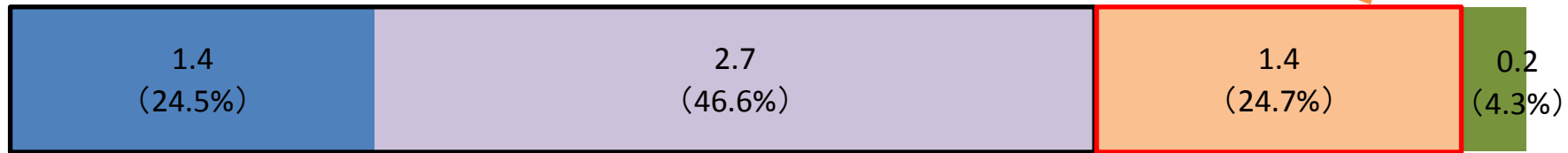
■ 薬局の従事者 ■ 病院・診療所の従事者 ■ その他

出典)医師、歯科医師、薬剤師調査

薬局の処方箋応需の状況

薬局数(H25): 57,071

約25%(1.4万)が様々な医療機関からの処方箋を応需



約70%(4.1万)が主に特定の医療機関からの処方箋を応需※

- 主に近隣にある特定の病院の処方箋を応需している薬局数(万)
- 主に近隣にある特定の診療所の処方箋を応需している薬局数(万)
- 様々な保険医療機関からの処方箋を応需している薬局数(万)
- その他

※ 医療機関が少ない地域では、かかりつけ薬局としての機能を果たしている薬局もある。

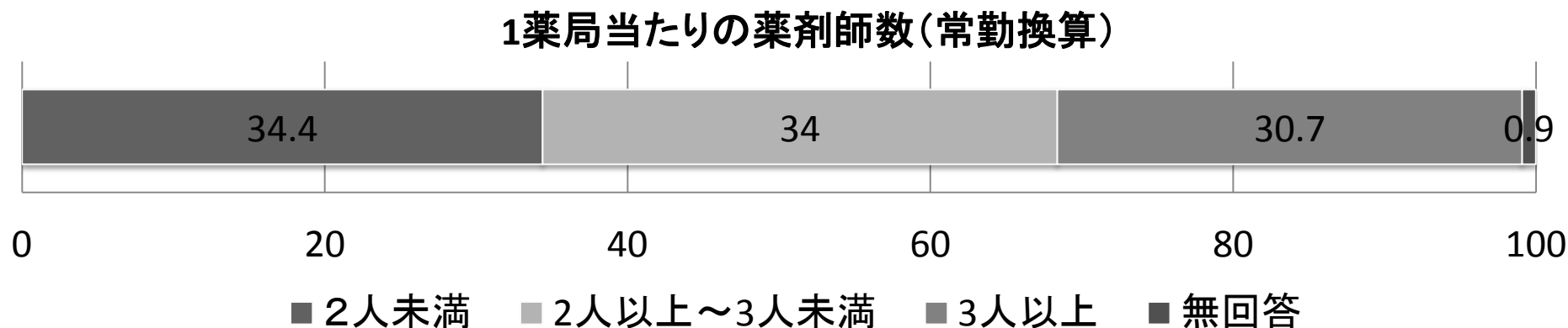
平成24年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(平成25年度調査) 後発医薬品の使用状況調査 結果概要より推計

薬局や医療機関の薬剤師数について (本文p20)

	薬局	病院	一般診療所
施設数	57,071 ¹⁾	8,540 ²⁾	100,528 ²⁾
薬剤師数 ³⁾	153,012人	52,704人 *ほとんどが病院に勤務	

1)平成25年 衛生行政報告例 2)平成25年 医療施設(動態)調査 3)平成24年 医師・歯科医師・薬剤師調査
(参考;全薬剤師数 280,012人)

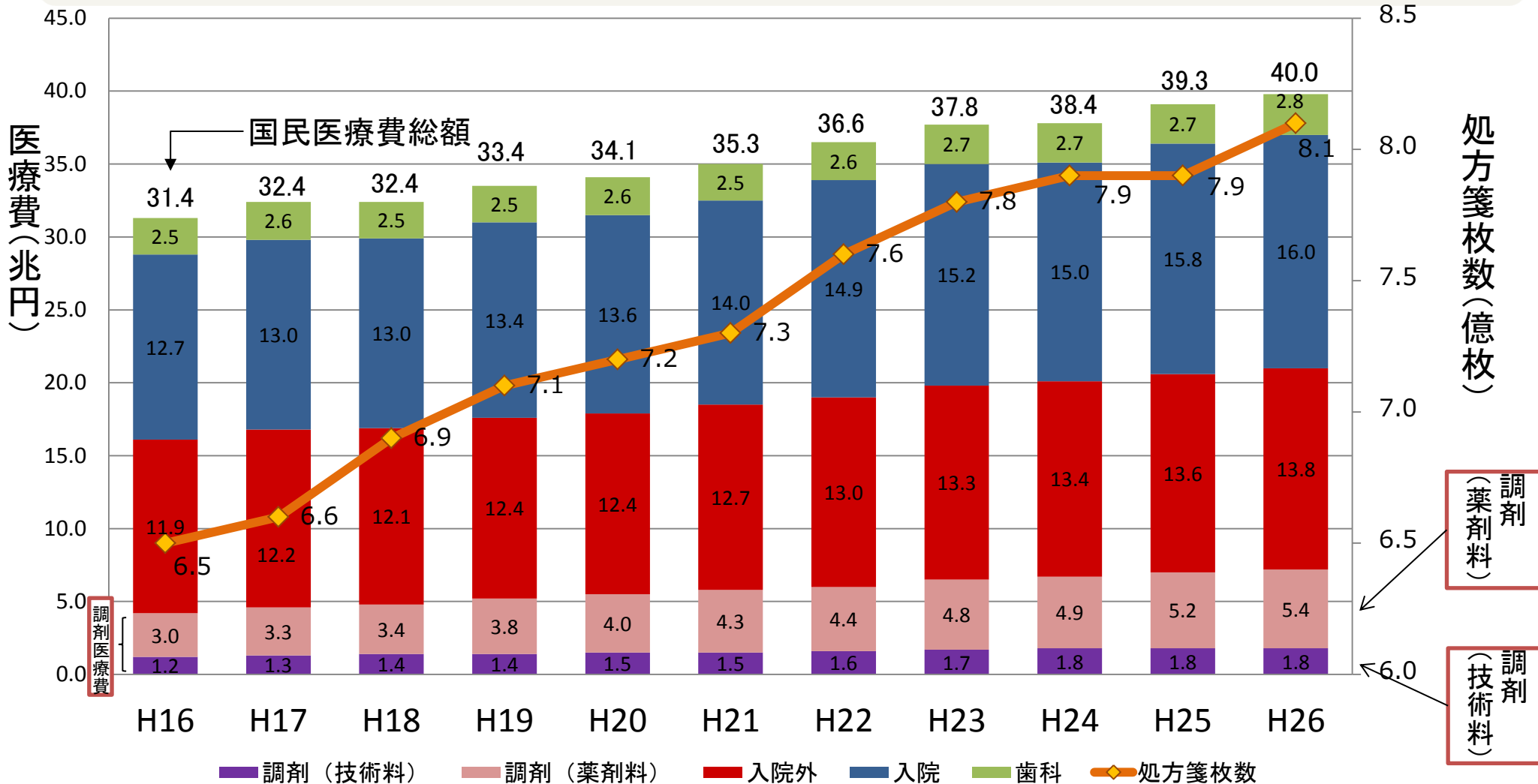
○ 1薬局当たりの薬剤師数(常勤換算)は平均2.7人(中央値2.0)



※平成24年度診療報酬改定結果検証に係る特別調査(平成25年度調査)【n=799(保険薬局)】

医療費と調剤医療費の推移 (本文p3)

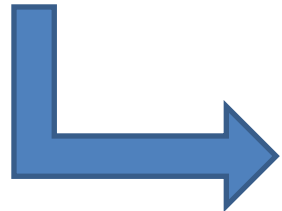
調剤医療費の伸びの大部分は薬剤料。これには、院外処方への切替えにより、入院外に計上されていた薬剤料が調剤医療費に振り替わった分が含まれている。



疑義照会の割合と処方変更の頻度 (本文p2)

患者情報や薬歴などから、患者が複数診療科を受診している場合の医薬品の重複や、併用している医薬品との相互作用等、処方内容に薬学的観点から疑義がある場合に、薬剤師が処方医に対して連絡・確認(疑義照会)を行い、必要な場合に処方に変更されることで、薬物療法の有効性・安全性の向上に貢献する。

	回数
①処方受付回数	60,617
②上記のうち、疑義照会した回数 (処方箋受付回数に占める割合)	3,262 (5.4%)



③処方変更の有無を
明らかにしている回数
3,160

	回数※	左記のうち、重複投薬・相互作用防止加算算定回数
④処方に変更があった回数 (③に占める割合)	2,231 (70.6%)	445 (14.1%)
⑤処方に変更がなかった回数 (③に占める割合)	929 (29.4%)	51 (1.6%)

〈調査期間中のある代表的な1日のデータを集計したもの(回答薬局数=949)〉

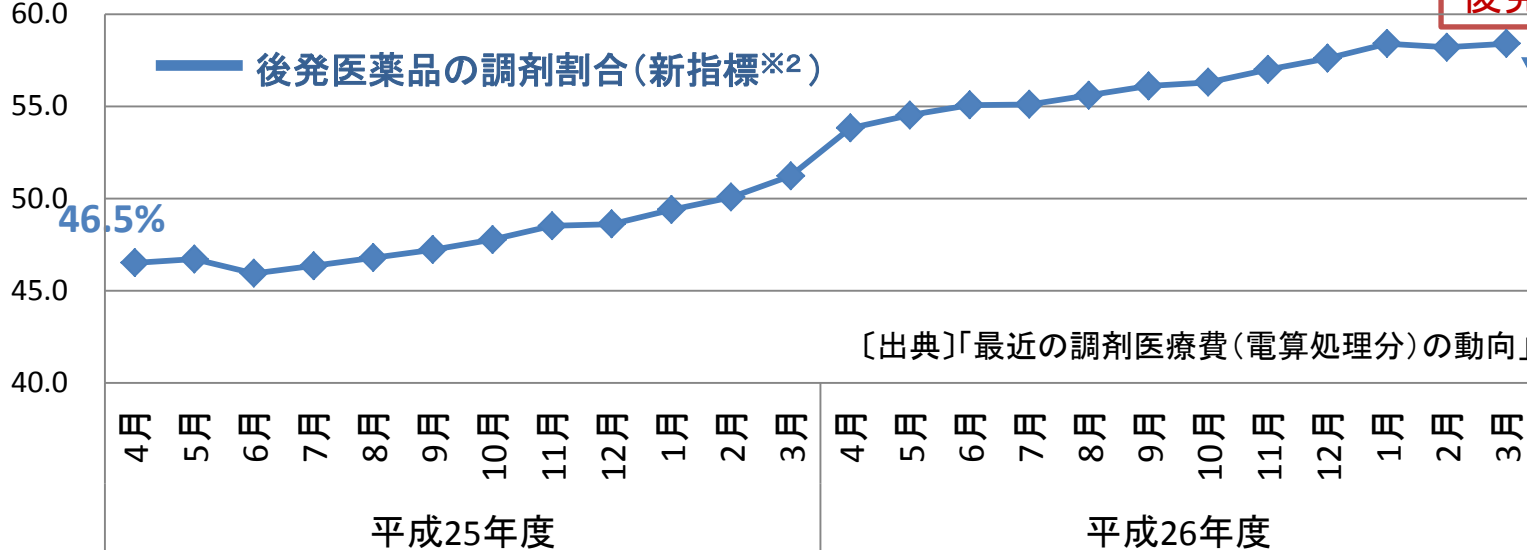
※処方変更の有無を明らかにしていない回答があったため、④+⑤の合計回数が疑義照会した回数(②)になっていない

年間 約4,300万枚相当の処方箋について疑義照会を実施

(年間処方箋枚数7.9億枚に5.4%を乗じて算出)

後発医薬品使用割合の推移と薬剤師の関わり (本文p2)

数量ベース※1 (%)

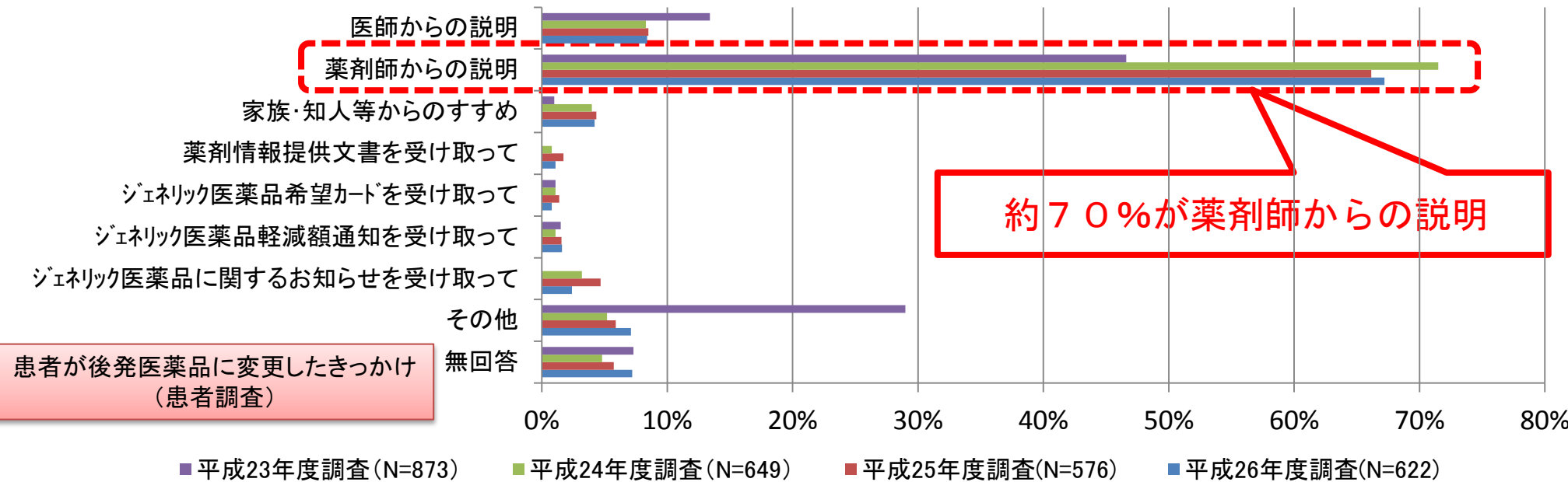


後発医薬品調剤割合は増加

58.4%

〔出典〕「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」

※1:「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
 ※2:「新指標」=[後発医薬品の数量]/([後発医薬品のある先発医薬品の数量]+[後発医薬品の数量])(「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」で定められた目標に用いた指標)。



約70%が薬剤師からの説明

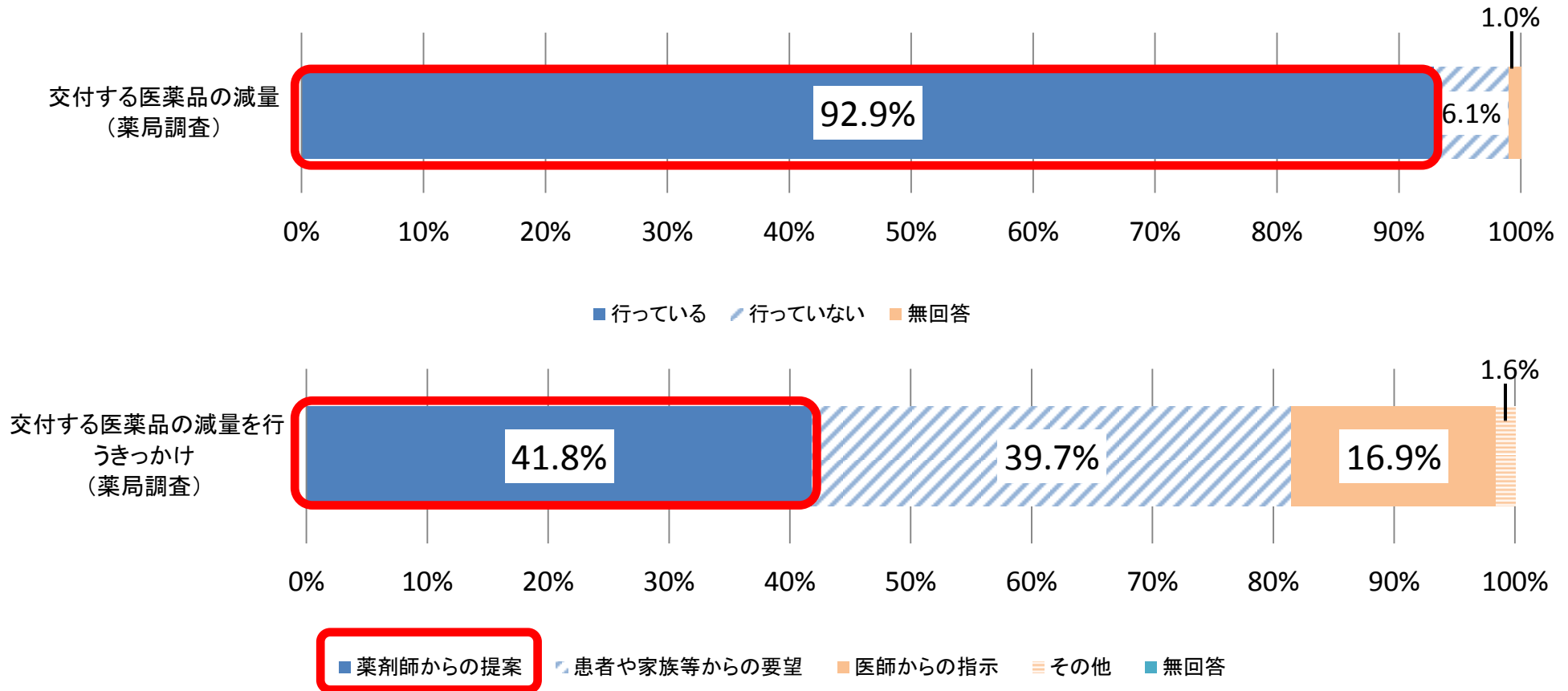
■平成23年度調査(N=873) ■平成24年度調査(N=649) ■平成25年度調査(N=576) ■平成26年度調査(N=622)

出典)診療報酬改定の結果検証に係る特別調査

残薬への対応の現状について (本文p2)

○残薬が無駄にならないように医薬品の減量を行っているか？(薬局調査N=998)

○医薬品の減量を行うきっかけは何か？(薬局調査N=927)



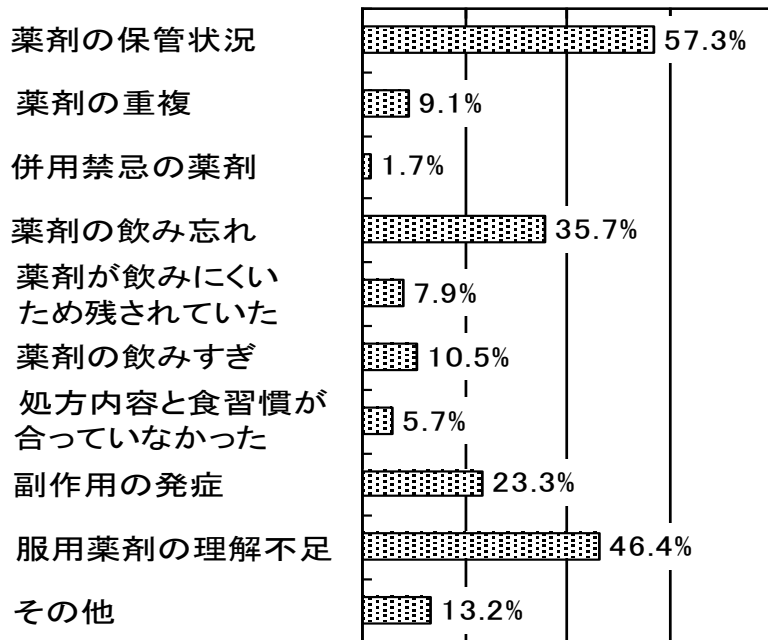
[出典]平成25年度厚生労働省保険局医療課委託調査「薬局の機能に係る実態調査」(速報値)

○ 約9割の薬局は交付する医薬品の減量を行っており、そのきっかけは、「薬剤師からの提案」及び「患者や家族等からの要望」が約8割である。

在宅医療における残薬管理 (本文p3)

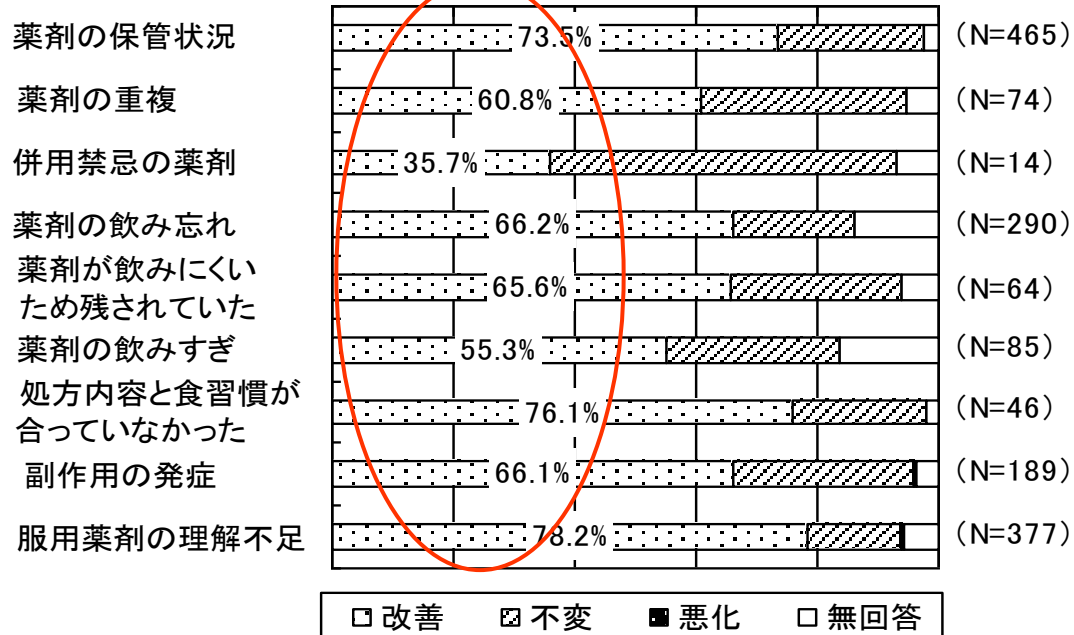
在宅患者訪問薬剤管理指導又は居宅療養管理指導の開始時に発見された薬剤管理上の問題点

(N=812) 0% 20% 40% 60% 80%



在宅患者訪問薬剤管理指導
又は居宅療養管理指導の取り組みの効果

0% 20% 40% 60% 80% 100%



(参考)

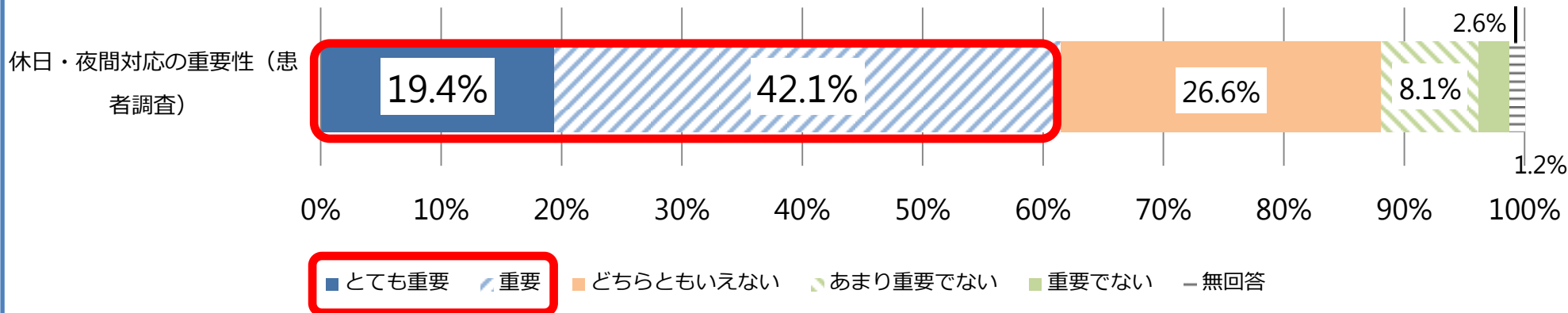
潜在的な飲み忘れ等の年間薬剤費の粗推計
=約500億円



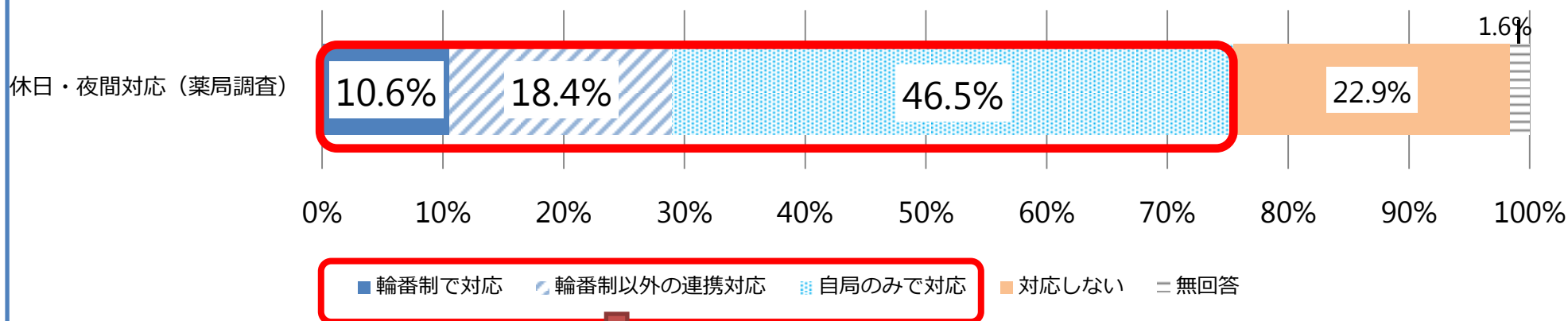
在宅患者訪問薬剤管理指導等により改善される
飲み残し薬剤費の粗推計
=約400億円

24時間対応のニーズについて (本文p12)

- 薬局が休日・夜間でも開局又は対応するなどの体制をとることは、重要だと思うか？（患者調査 N=281,010）
- 休日・夜間でも開局又は対応するなどの体制をとっているか？このうち1ヶ月間に実際に対応をしたか？（薬局調査N=701）



出典)平成26年度厚生労働省保険局医療課委託調査「薬局の機能に係る実態調査」

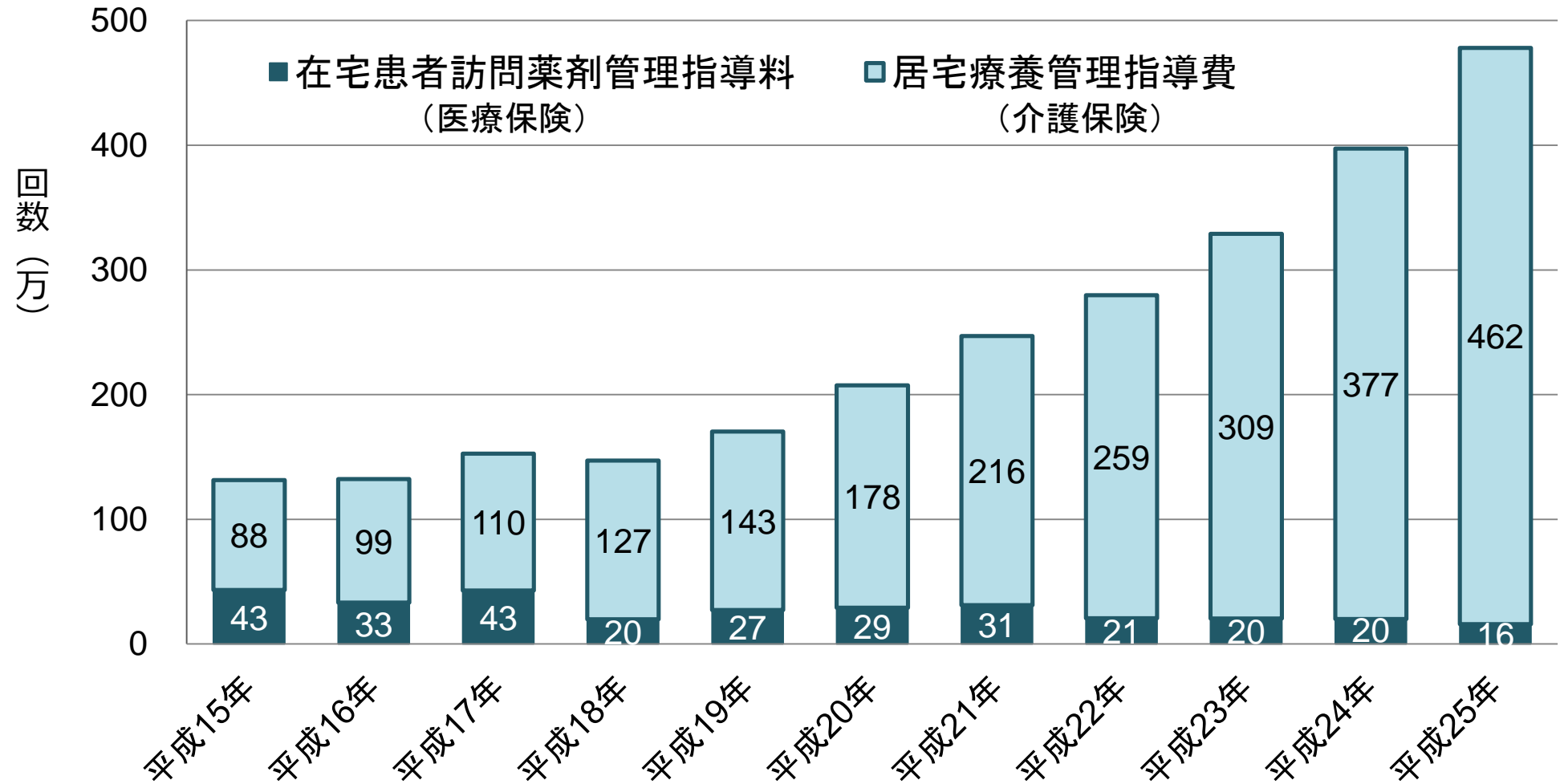


このうち1ヶ月間で実際に対応した薬局
62.8%

出典)平成23年度厚生労働省保険局医療課委託調査「薬局のかかりつけ機能に係る実態調査報告書」

薬局における在宅患者訪問薬剤管理指導の実施状況 (本文p12)

○ 介護保険における「居宅療養管理指導」に係る算定回数が伸びており、全体として薬剤師による在宅における薬剤管理は進んでいる。

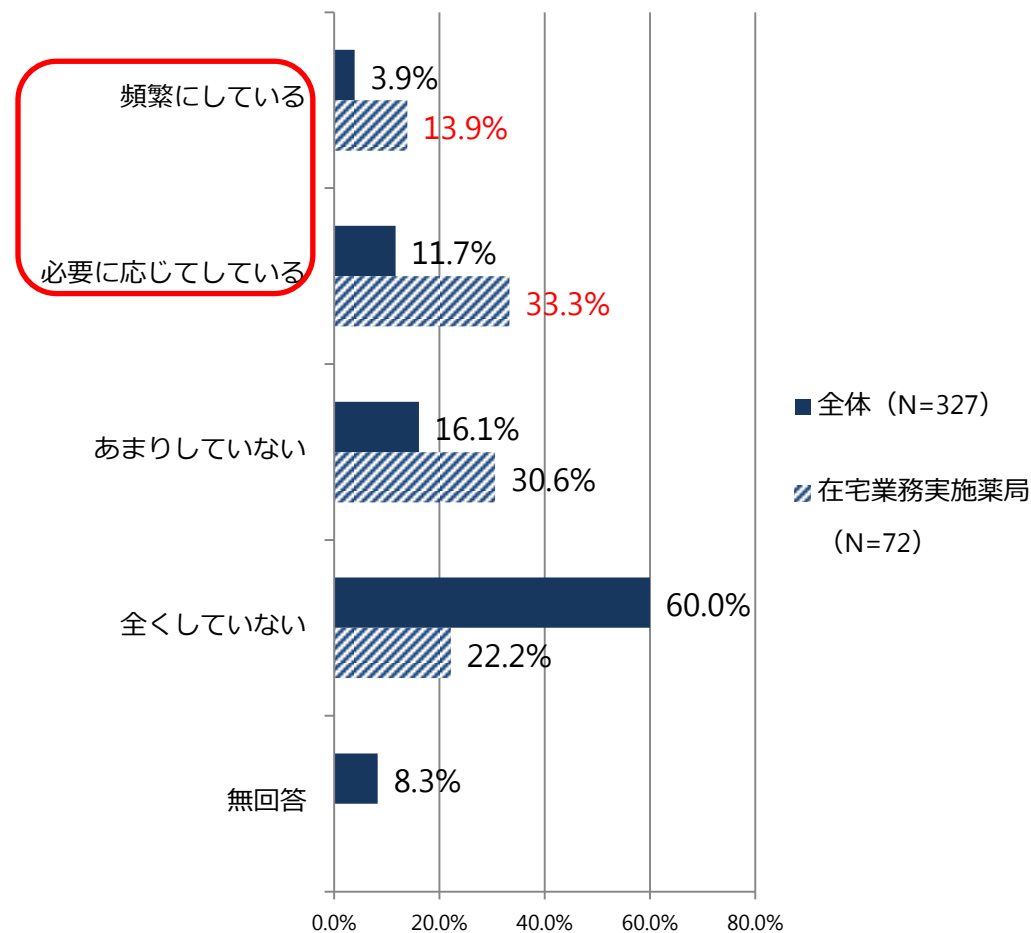
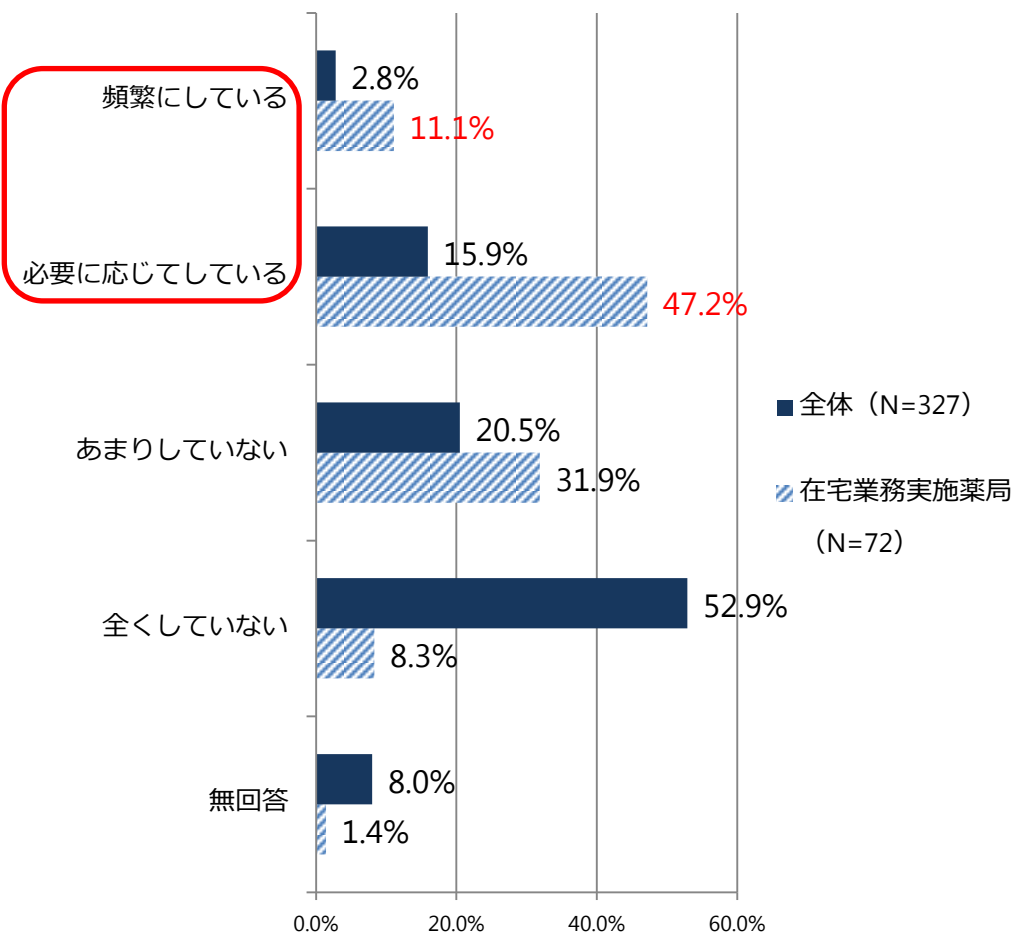


注) 在宅療養を行っている患者に係る薬剤管理指導については、対象患者が要介護又は要支援の認定を受けている場合には介護保険扱いとなり、認定を受けていない場合には医療保険扱いとなる。

在宅実施／非実施薬局における多職種との連携 (本文p14)

介護支援専門員との在宅患者に係る 日常的な情報交換の状況

訪問看護師との在宅患者に係る 日常的な情報交換の状況



基準調剤加算の届出状況について、在宅対応を実施している薬局では「基準調剤加算2」（在宅を行っている医療機関と訪問看護ステーションの整備等が要件となっている）を取得している割合が**31.9%**（非実施薬局は1.6%）